

## 「診断年月日」に関するよくあるご質問①

### Q. 診断年月日欄と記載年月日欄の考え方の違いは何か。

A. 「診察や検査結果等から、当該指定難病の診断基準を満たし、かつ、当該指定難病が原因で重症度分類を満たしている」と総合的に診断した場合、速やかに臨個票を記載いただくため、基本的に「診断年月日」欄には「記載年月日」欄と同じ日付が記入されるものと考えております。しかしながら、臨個票の記載依頼を受けるなどして、医療費助成の認定基準を満たすことを診断していただいてから、臨個票を記載するまでの間にタイムラグが生じる場合もあるため、それぞれの欄を設けております。

※ 具体的には以下の例もご参照ください。

(例1) 臨個票の記載依頼を受けるなどして、医療費助成の認定基準を満たすことを診断したが、実際に臨個票を記載するまでに期間があいてしまった場合

令和6年1月10日 臨個票の記載依頼があり、診断基準・重症度分類を満たしていることを診断

令和6年1月15日 臨個票を記載

⇒ この場合の診断年月日は、**令和6年1月10日**となる。

(例2) 診断基準・重症度分類を満たしていることを確認し患者に伝えているものの、患者から臨個票の記載依頼がないなど、臨個票を記載するまでに期間があいてしまった場合

令和2年2月1日 指定難病の診断基準・重症度分類を満たしていることを診断

令和6年1月10日 臨個票の記載依頼があり、改めて診断基準・重症度分類を満たしていることを診断

(こども医療費助成制度を利用していた等の理由により、  
指定難病の医療費助成を申請するタイミングが遅れた場合を含む)

令和6年1月15日 臨個票を記載

⇒ この場合の診断年月日は、**令和6年1月10日**となる。

(例3) 臨個票の記載依頼を受けるなどして、医療費助成の認定基準を満たすことを診断したが、改めて指定医が臨個票を記載する段階で重症度が悪化していた場合

【潰瘍性大腸炎（中等症以上が重症度分類を満たす）の例】

令和6年1月1日 潰瘍性大腸炎の診断基準を満たすと診断

令和6年1月10日 潰瘍性大腸炎の重症度分類を満たすと診断（中等症）

令和6年1月20日 潰瘍性大腸炎の重症度分類が悪化したと診断（重症）←最重症時

令和6年1月30日 臨個票を記載

⇒ この場合の診断年月日は、**令和6年1月10日**となる。

※ 重症度分類欄には悪化後（最重症時）の内容を記載することになるが、  
診断年月日欄には悪化前の日付を記載いただきたい。

## 「診断年月日」に関するよくあるご質問②

Q. 治療の継続のための転院等を理由に、診断基準と重症度を満たしたと診断した医師と実際に臨個票を作成する医師が異なる場合、いつを診断年月日とすればよいか。

A. 「診察や検査結果等から、当該指定難病の診断基準を満たし、かつ、当該指定難病が原因で重症度分類を満たしている」と総合的に診断した場合、速やかに臨個票を記載いただくため、基本的に「診断年月日」欄には「記載年月日」欄と同じ日付が記入されるものと考えております。

ただし、転院先の指定医が臨個票を記載する場合は、転院先の指定医において、改めて医療費助成の認定基準を満たすことを診断した日を記載してください。

※ 具体的には以下の例もご参照ください。

(例)

2月1日 A病院にて、指定難病の診断基準・重症度分類を満たしていることを診断

3月1日 ⇒ (B病院へ転院)

B病院の指定医が、A病院からの診療情報提供書や検査データから、指定難病の診断基準・重症度分類を満たしていることを診断

4月1日 臨個票を記載

⇒ 記載年月日：4月1日

**診断年月日：3月1日** (※)

※ ただし、B病院の指定医が、A病院の診断に誤りがなく、医学的な根拠をもって、その時点で指定難病の診断基準・重症度分類を満たしていることを確認できた場合のみ記載可能。  
なお、疑い例や再検査が必要である場合等の診断年月日は、B病院の指定医が3月1日以降に診断した日となる。

また、A病院での診断年月日(2月1日)が妥当と考えられる場合は、A病院の指定医に臨個票を記載してもらう必要がある。(A病院の医師が難病指定医でない場合、2月1日を診断年月日とすることはできない)

## 「診断年月日」に関するよくあるご質問③

Q. 「診断年月日」について、「診察や検査結果等から、当該指定難病の診断基準を満たし、且つ、当該指定難病が原因で重症度分類を満たしていると総合的に診断した日」を記載することとなっているが、記載年月日の直近6か月以内の日付でないといけないということか。

A. 臨床調査個人票にも記載のとおり治療開始後における重症度分類について、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載することとなっているため、記載年月日の直近6か月以内の日付となります。

Q. 更新申請の場合でも「診断年月日」について、記載が必要か。記載を要する場合、一番最初に診断された日を毎回記載するのか、それとも毎回更新時の臨個票を作成する際、継続が妥当と診断された日を記載するのか、どちらか。

A. 原則記載の必要はありませんが、更新申請を行えず、医療費助成の受給期間が切れてしまった場合の申請については、特定医療費の支給開始日の遡りの対象となるため、記載が必要となります。

また、記載を要する場合の診断年月日については、後者の「継続が妥当と診断された日」としてください。